弘前大学附属図書館報発行要項

（目的）

第１条　弘前大学附属図書館報（以下,「図書館報」という。）は，弘前大学における図書館活動を広報するとともに，教職員・学生及び図書館職員相互のコミュニケーションの確立を図ることにより，図書館業務の円滑化並びにサービスの充実・発展に資することを目的とする。

（編集）

第２条　図書館報の編集・発行は，附属図書館運営委員会が行う。

（掲載内容）

第３条　図書館報の掲載内容は，　次の通りとする。

(1) 論説

(2) 特集記事

(3) その他

（発行）

第４条　図書館報は年２回，弘前大学附属図書館ホームページ上に掲載する。ただし，都合により変更することがある。

（事務）

第５条　図書館報に関する事務は，附属図書館事務部が行う。

（その他）

第６条　この要項に定めるもののほか，図書館報の発行に関して必要な事項は，附属図書館運営委員会が別に定める。

附　則

この要項は，平成５年７月２１日から施行する。

附　則

この要項は，平成１４年６月７日から施行する。

附　則

この要項は，平成２０年７月２３日から施行する。

附　則

この要項は，平成２５年５月９日から施行し，平成２５年４月１日から適用する。

附　則

この要項は，平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要項は，令和８年１０月１日から施行する。